

- ### (1) 乗合バスの衝突事故

この事故により、乗客１名が左下腿骨折の重傷、乗客１２名が軽傷を負った。

3月28日（金）午後1時00分頃、山梨県富士吉田市の県道において、大阪府に営業所を置く貸切バスが乗客27名を乗せて運行中、エンジン付近から出火した。

この事故による、負傷者はいない。

3月31日（月）午前9時40分頃、北海道深川市の道央自動車道下り常磐トンネル内において、北海道に営業所を置く貸切バスが乗客22名を乗せて運行中、前方で横転していたワゴン車の発見が遅れ、ワゴン車を避けるために右に急ハンドルをきったところ、右側の壁面に衝突し横転した。

この事故により、乗客6名が軽傷を負った。

４月２日（水）午後５時２５分頃、東京都杉並区の都道において、東京都に営業所を置く貸切バスが回送運行中、発煙した後にエンジンが停止した。
この火災による負傷者はいない。

4月1日（火）午後11時30分頃、静岡県富士宮市の国道において、静岡県に営業所を置く大型トラックが運行中、信号待ちをしていた乗用車に追突し、追突された乗用車が前方の軽乗用車に追突した。

この事故により、乗用車の運転者と軽乗用車の運転者が軽傷を負った。

大型トラックの運転者から酒のにおいがしたため、駆け付けた警察官がアルコール検査をしたところ、基準値を超えるアルコールが検出されたことから、運転者を逮捕した。

上記5件の死傷者数計：死亡0名、重傷1名、軽傷20名（速報値）



2. トピック

(1) バスの安全運行の徹底について

(配信日：R7.3.28)

令和6年3月24日付けで、国土交通省物流・自動車局安全政策課長より、(公社)日本バス協会及び(一社)公営交通事業協会あてに、通達を発出いたしました。

令和7年3月22日(土)午後8時40分頃、三重県南牟婁郡御浜町の国道において、乗客21名、運転者1名及び交替運転者1名を乗せた高速乗合バスが、直線道路のセンターラインを越え、道路外に逸脱し防風林に衝突したことにより、運転者1名が死亡、乗客1名が重傷、15名が軽傷となる事故が発生しました。

事故原因は調査中ですが、当該事故現場にはブレーキ痕がなかったことから、運転者の体調不良等の原因が疑われています。

推定原因を防ぎ、被害を低減するための注意点を下記のとおりまとめましたので、会員事業者にも周知いただくとともに、輸送の安全確保に努めて頂くようよろしくお願いします。

記

1. 運行管理業務を再確認し、確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項を適切に実施すること。
 - (1) 運行管理者は、運転者の健康状態の確認を含め、点呼を確実に実施すること。
 - (2) 運転者は、運行中に体調不良等を生じた場合には、周囲の安全に配慮しつつ直ちに車両を安全な場所に停車し、運行管理者の指示を仰ぐこと。
 - (3) 運行管理者は、運転者から体調不良等の報告があった場合には、速やかに状況を把握し、運転者に対し適切な指示を行うとともに、交替運転者を手配する等運行管理を適切に行うこと。
 - (4) 自動車運送事業者は、運転者が自身の健康状態等について、運行中も含め気軽に相談・申告できる職場環境づくりに努めること。
2. 運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施すること。
3. 乗客にシートベルトの着用を促すとともに、着用状況を確認すること。

-
- (2) 「睡眠時無呼吸症候群の運転リスク」と「生体リズムが起こす深夜の眠気」～高速乗合バス横転事故とトラックの多重追突事故から得た教訓～
(配信日：R7.3.21)

今般、下記の調査事案について、事業用自動車事故調査報告書が議決されたことを受け、当該報告書を公表いたしますのでお知らせします。

記

○ 特別重要調査対象事故

- ・ 大型乗合バスの横転事故

(令和4年8月22日発生 名古屋市北区)

○ 重要調査対象事故

- ・ 大型トラックの追突事故

(令和4年11月10日発生 神奈川県厚木市)

※対象事故について

特別重要調査：社会的影響が大きく、事故調査委員会による特別な調査、要因分析及び再発防止策の提言が必要なもの

重要調査：特別重要調査対象事故以外の事故であって、事故調査委員会による要因分析及び再発防止策の提言が必要なもの

※当該報告書は、以下の国土交通省ホームページをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000693.html

※過去の報告書は、以下の国土交通省ホームページをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/report1.html>

(3) 自動車運送事業者に対する行政処分基準の改正について

(配信日：R7.3.7)

国土交通省においては、次のとおり行政処分基準に関する通達を改正し、地方運輸局及び業界団体へ通達を発出しました。(R7.2.28改正、R7.4.1施行)

昨年の貨物自動車運送事業法の改正により、貨物軽自動車運送事業の安全対策の強化及び貨物自動車運送事業における多重下請構造の是正を図るため運送契約締結時の書面交付義務等の措置の創設がされたところです。

また、自動車運送事業の運転者の疾病による事業用自動車の交通事故が増加傾向に転じており、健康診断の受診を徹底することにより健康起因事故の更なる低減が必要な状況です。

これらの諸課題を踏まえて、今般、行政処分基準強化のため、所要の改正を実施しました。

関係の皆様におかれては、改めて、輸送の安全の確保に向けた取り組みの徹底をお願いいたします。

○貨物軽自動車運送事業に対する安全対策強化に伴う行政処分基準の追加

安全対策強化に伴い、行政処分基準を設けております（以下、処分基準例）。

① 貨物軽自動車安全管理者の選任と講習受講の義務付け

貨物軽自動車安全管理者の選任違反（選任なし）→事業停止 30 日間

② 業務記録の作成・保存の義務付け

業務の記録違反（全て記録なし）→初違反 30 日車、再違反 60 日車

③ 事故記録の保存の義務付け

事故の記録違反（記録なし 3 件以上）→初違反 10 日車、再違反 20 日車

④ 国土交通大臣への事故報告の義務付け

自動車事故報告規則に規定する事故の未届出→初違反 10 日車、再違反 20 日車

⑤ 特定の運転者への指導・監督及び適性診断の義務付け

特別な指導の実施状況（大部分不適切）→初違反 10 日車、再違反 20 日車

⑥ 貨物軽自動車運転者等台帳の作成・保存の義務付け

貨物軽自動車運転者等台帳の作成義務違反（全て作成なし）→初違反 20 日車、再違反 40 日車

※上記以外の規定についても、一般貨物自動車運送事業に準じて設定。

○トラック事業者の取引に関する規制措置に対する行政処分基準の追加

運送契約締結時の書面交付義務等の措置の創設に伴い、行政処分基準を設けております（以下、処分基準の例）。

① 運送契約締結時の書面交付義務違反→

交付なし 5 件以下 初違反警告、再違反 10 日車

交付なし 6 件以上 15 件以下 初違反 10 日車、再違反 20 日車

交付なし 16 件以上 初違反 20 日車、再違反 40 日車

② 他の一般貨物自動車運送事業者の行う運送を利用する際の書面交付義務違反

→①の処分日車数と同じ

③ 運送利用管理規程の未作成→初違反 20 日車、再違反 40 日車

④ 運送利用管理者の選任違反→初違反 20 日車、再違反 40 日車

⑤ 実運送体制管理簿の作成義務違反→

作成なし 5 件以下 初違反警告、再違反 10 日車

作成なし 6 件以上 15 件以下 初違反 10 日車、再違反 20 日車

作成なし 16 件以上 初違反 20 日車、再違反 40 日車

※上記以外の規定についても、行政処分基準を設定。

○違反件数に比例した処分の導入（トラック・バス・タクシー）

①【強化】疾病、疲労等のおそれのある運行の業務

（法定の健康診断未受診者 3 名以上において、1 名あたり 15 日車（再違反：30 日車））

従来：未受診者 3 名以上で初違反 40 日車（再違反 80 日車）

→今後：違反件数に比例

なお、改正反映済みの処分基準は、以下のサイトに掲載をしています。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anken/03punishment/baseline.html>

(4)「プロドライバーの健康管理・労務管理の向上、飲酒運転防止による事故防止に関するセミナー」の動画を公開します！

（配信日：R7.2.21）

国土交通省では、平成 28 年度より、運送事業者の皆様における事故防止策の参考となるよう、「プロドライバーの健康管理・労務管理の向上による事故防止に関するセミナー」を開催しております。

令和 6 年度セミナーについては、下記 URL にて講演資料を公開中ですので、セミナーに参加できなかった方をはじめ、ぜひ皆様でご覧いただければ幸いです。

【講演内容】

●健康起因事故及び飲酒運転の防止に係る国土交通省の取組

国土交通省 物流・自動車局 安全政策課 課長補佐（総括） 西山 紘平

●健康経営の推進について

経済産業省 商務・サービスグループ ヘルスケア産業課 課長補佐 山崎 牧子様

●受診率 98%！ ヤマト運輸が実践した健康診断の再検査受診率を大幅改善する方法

ヤマト運輸株式会社 MM 推進室 室長 伊藤 匡 様

●【職場の飲酒運転対策】厚生労働省の「飲酒ガイドライン」と国土交通省の「飲酒運転防止マニュアル」を有効活用する！

特定非営利活動法人 ASK 代表 今成 知美 様

●飲酒運転防止の取組 ～現場の創意工夫と地道な継続で広げる飲酒運転防止意

識～

京王電鉄バス株式会社 安全技術部長 大野 賢治 様

【講演資料公表先】

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/health/r6_seminar.html

【こちらもぜひお役立てください！】

令和6年11月、アルコール関連問題啓発週間オンラインシンポジウム
「アルコール依存症が背景にある飲酒運転～介入・回復への支援と社会全体での安全対策」が開催されました。

元トラックドライバーの方をはじめ、関係者の生の声下記 URL 先に掲載されておりますので、ぜひご覧ください。

アーカイブ動画にてオンラインシンポジウムの様子を視聴することも可能です！

https://izonsho.mhlw.go.jp/241115_event_report.html

(5) 物流・自動車局での大雪時の大型車立ち往生防止対策について

～今冬の立ち往生の発生を抑止するために～

(配信日：R6.12.27)

物流・自動車局では、令和2年12月以降の大雪により、関越道、北陸道等において多くの大型車両が立ち往生したことで、大量の車両が路上に滞留する事案が発生したことを踏まえ、今冬も、①車両対策（冬用タイヤの装着やチェーンの携行・装着の徹底）、②運送事業者対策（輸送の安全を確保するために必要な措置の実施、運輸局による指導・監査）、③荷主対策（荷主への周知体制の確立）を3つの柱とする大雪時の立ち往生防止対策を実施しています。

運送事業者や自動車使用者の皆様におかれましては、改めて下記注意点をご確認の上で、冬期の走行に万全を期して頂きますようよろしくお願いいたします。

① 車両対策：自動車ユーザーの皆様へ

- ・積雪・凍結路では、必ず適切な冬用タイヤの装着をお願いします。
- ・また、運行前に冬用タイヤの溝深さが新品時の50%以上残っていることを、「プラットホーム」で確認をお願いします。
- ・チェーンの携行、立ち往生する前の早めの装着をお願いします。

② 運送事業者対策：トラック・バス運送事業者の皆様へ

- ・ 年末年始の輸送等に関する安全総点検※の実施項目「6. 大雪に対する輸送の安全確保の実施状況」について、重点的に確認をお願いします。
- ・ 運送事業者は、大雪時等輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、運行の中止等の指示、冬用タイヤの溝の深さ、滑り止めの措置が講じられていることの確認等、輸送の安全を確保するために必要な措置を講じることが必要です。
- ・ 雪道において、悪質な立ち往生事例が発生した場合は、監査で事実関係を確認した上で、講じた措置が不十分と判断されれば行政処分の対象となります。

※ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000003.html

③ 荷主対策：荷主の皆様へ

- ・ 大雪などの異常気象による突発的な事象により、運送経路の変更や運送の中止などの必要が生じ、その原因となった事象がやむを得ないと認められる場合には、運送経路の変更等を認めるよう、ご協力をお願いします。
- ・ 大雪などの異常気象により、運送に支障を来すことが予め予想される場合には、配送拠点に留置する在庫の積み増しや、予定されていた配送時間の前倒し、運送可能域内での物資の融通を行うことにより、トラック事業者への不要不急の運送依頼を控えていただきますよう、ご協力をお願いします。

（その他）気象情報の活用

- ・ 気象庁 HP の「今後の雪」も活用のうえで、事前に天気予報をご確認ください。

<https://www.jma.go.jp/bosai/snow/>

【国土交通省プレスリリース】

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha08_hh_005315.html

(6) 冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！

（配信日：R6.10.4）

大型車の冬用タイヤへの交換時期に車輪の脱落事故が急増する傾向を踏まえ、タイヤ脱着時の確実な作業及び保守管理の徹底を呼びかける「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施しております。

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

